

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人 (法人) 代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ、ヌ) 第〇〇号	物件番号 「1、2」「1～3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の口にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人 (法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人 (法人) の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所執行官室(☎019-651-7666)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月 6日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 北 條 秋 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月21日 午前 9時00分から 令和 7年11月28日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年12月 3日 午前10時00分 盛岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年12月12日 午後 1時00分 盛岡地方裁判所第2民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者(国や都道府県、債務者でない所有者等)に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年11月 6日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	16,650,000 13,320,000	一括	3,330,000	60,189	0
1	2,240,000				
2	30,000				
3	14,380,000				
				</	



物 件 目 録

- 1 所 在 奥州市水沢花園町二丁目
地 番 70 番 88
地 目 宅地
地 積 208.23 平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 奥州市水沢花園町二丁目
地 番 70 番 94
地 目 公衆用道路
地 積 298 平方メートル

共有者 A 持分 8 分の 1

- 3 所 在 奥州市水沢花園町二丁目 70 番地 88
家屋 番号 70 番 88
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
床 面 積 1 階 58.40 平方メートル
2 階 52.50 平方メートル

所有者 A



物 件 明 細 書

令和 7年10月14日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 北 條 秋 美

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)



物 件 目 録

1 所 在 奥州市水沢花園町二丁目

地 番 70 番 88

地 目 宅地

地 積 208.23 平方メートル

所有者 A

2 所 在 奥州市水沢花園町二丁目

地 番 70 番 94

地 目 公衆用道路

地 積 298 平方メートル

共有者 A 持分 8 分の 1

3 所 在 奥州市水沢花園町二丁目 70 番地 88

家屋 番号 70 番 88

種 類 居宅

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

床 面 積 1 階 58.40 平方メートル
2 階 52.50 平方メートル

所有者 A



令和7年(ケ)第40号

令和7年7月30日受理

令和7年9月8日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所

執行官 糠盛 誠一郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 奥州市水沢花園町二丁目
地 番 70番88
地 目 宅地
地 積 208.23平方メートル
所有者 A
- 2 所 在 奥州市水沢花園町二丁目
地 番 70番94
地 目 公衆用道路
地 積 298平方メートル
共有者 A 持分8分の1
- 3 所 在 奥州市水沢花園町二丁目 70番地88
家屋番号 70番88
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 58.40平方メートル
2階 52.50平方メートル
所有者 A

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	岩手県奥州市水沢花園町二丁目5番57-5号	
土地	物件1	
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路() □	
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり ■建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □	
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者() 上記の者が本土地上に 下記建物 を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
建物	物件3	
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:	
物件目録にない附属建物	■ない □種類: □ある □構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者() 上記の者が本建物を 住居として、使用し占有している □「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	■ない □ある □ 地方裁判所 支部 平成 年() 第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	■建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	岩手県奥州市水沢花園町二丁目5番57-5号 付近	
土地	物件2	
現況地目	☒ 公衆用道路 ☐ ☐	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、建物を所有し占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☒ 上記の者が道路として一般の通行の用に供している ☐ 上記の者が、敷地内通路として、通行の用に供している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐	
その他の事項	1 本土地は、A他の共有であり、本事件の売却の対象は、Aの持ち分である。 2 本土地は幅員約6.0メートルの舗装私道となっている。 3 本土地は、評価人の調査によれば、建築基準法第42条第1項第5号道路である。	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

その他の事項

■物件1 土地関係

- 1 本土地は、物件3 建物の敷地として利用されている。
- 2 公図上本土地の東側がAが持ち分を所有する公衆用道路（物件2・70番94）に接面している。現況、本土地の東側が幅員約6.0メートルの舗装私道に接面している。
この私道は、北側で幅員約6.0メートルの舗装奥州市道花園杉ノ堂線に接面している。
- 3 本土地は、公図が、旧土地台帳附属地図である。現地に立入調査したところ、その形状は概ね建物図面（各階平面図）のとおりと認められた。

■物件3 建物関係

- 1 関係人の陳述及び建物内の状況から、Aが住居として、本建物を使用し占有しているものと認められる。
- 2 室内で犬が1匹飼育されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (物件 1、3 所有者 物件 2 共有者)	私は、物件 1、3 の所有者兼物件 2 の共有者です。 調査に立ち会います。 物件を私が住居として使用しています。 東側の私道（物件 2）は、周辺の方々との共有となっています。 私道を通ることや、維持管理について特に決まりはありません。 室内で犬を 1 匹飼っています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年7月30日(水)	執行官室	登記関係資料申請 (郵送)
令和7年7月30日(水)	執行官室	課税関連資料申請 (郵送)
令和7年7月30日(水)	執行官室	市道調査 (FAX)
令和7年8月22日(金)	執行官室	期日通知 (郵送)
令和7年9月3日(水) 11:00~11:30	物件所在地	A立会いのうえ、物件に立入調査 評価人同行

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

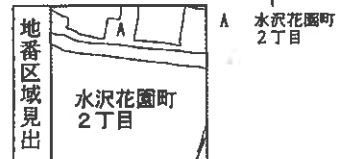
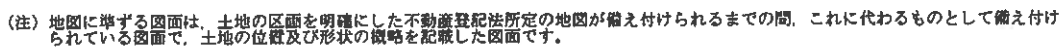
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在であったので、立会人 を立ち会わせて、解錠技術者に解錠させ建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6 枚目)

1	113-15
u	113-31

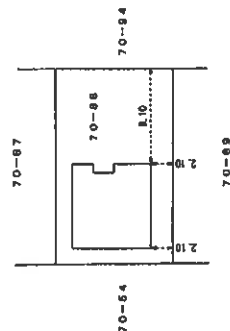
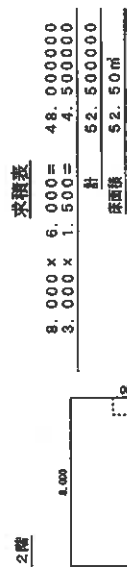
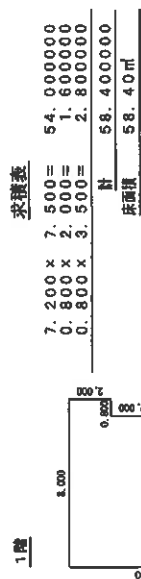


請求部	所 在	奥州市水沢花園町二丁目				地 番	70番94			
出力縮	縮尺不明	精 度 区		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備 付 年月日 (原図)			補 記 事 項		

建物図面

各階平面図

家屋番号	70番88
建物の所在	奥州市水沢花園町二丁目70番地88



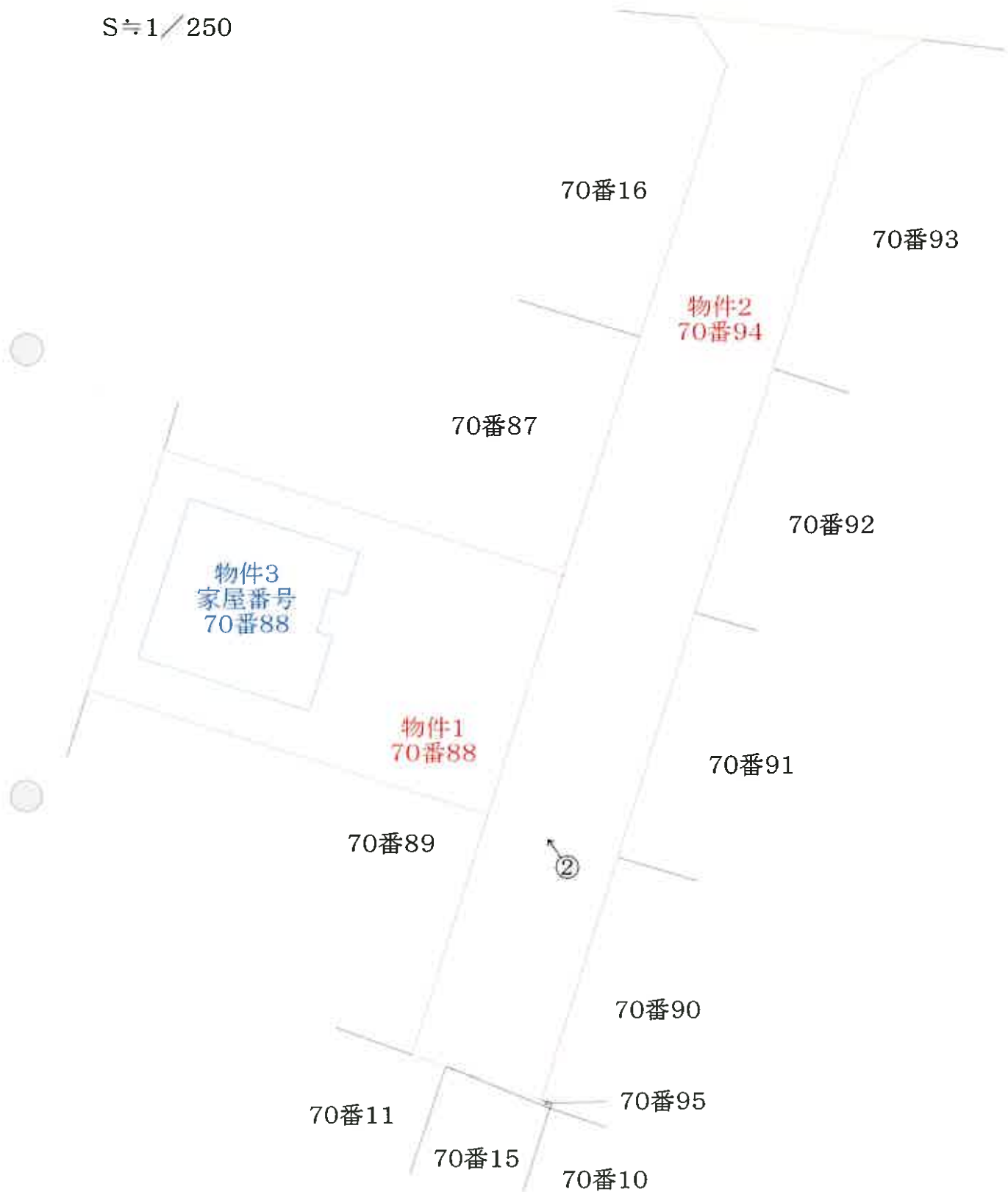
作成者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
-----	----------	-----	----------

令和7年(ケ)第40号
土地建物位置関係図



S≒1/250

舗装市道 花園杉ノ堂線

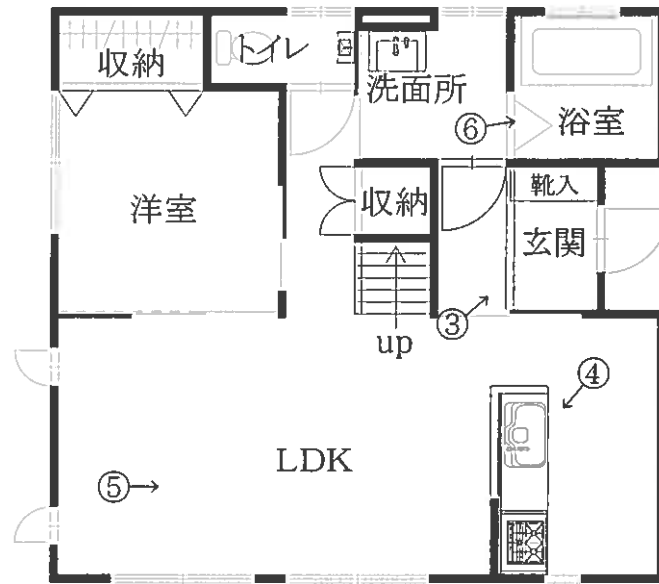


←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。
(9 枚目)

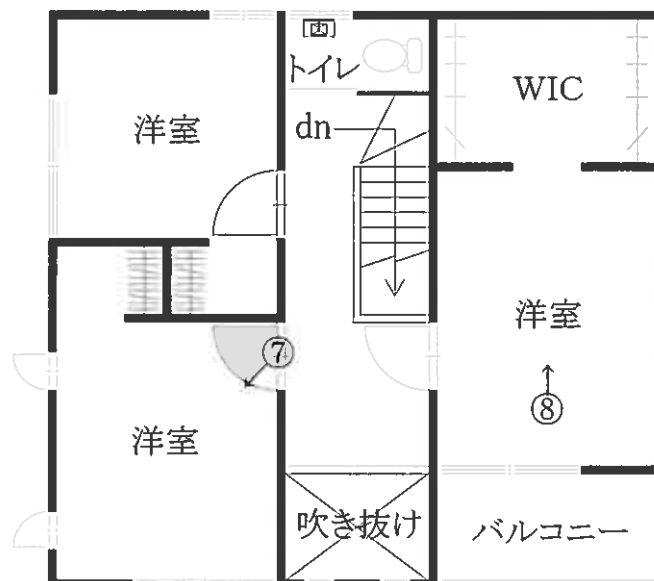
令和7年(ケ)第40号
 物件3 家屋番号70番88
 間取図



S≒1/100



1階



2階

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
 建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。
 (10 枚目)

写真1



写真2



写真3

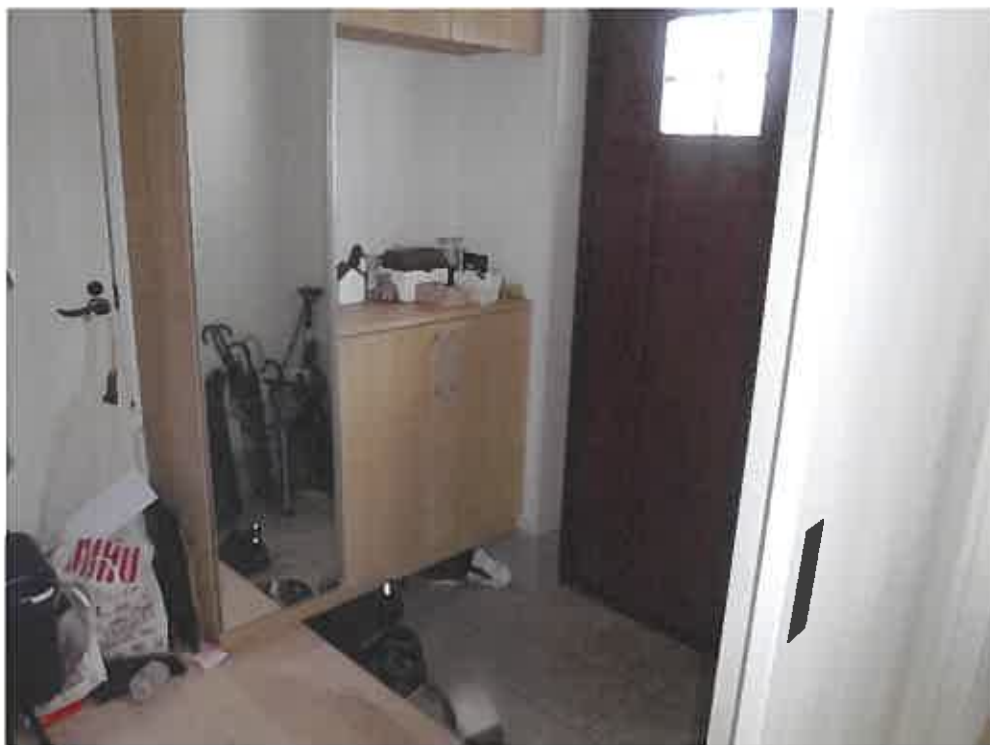


写真4



写真5



写真6



写真7

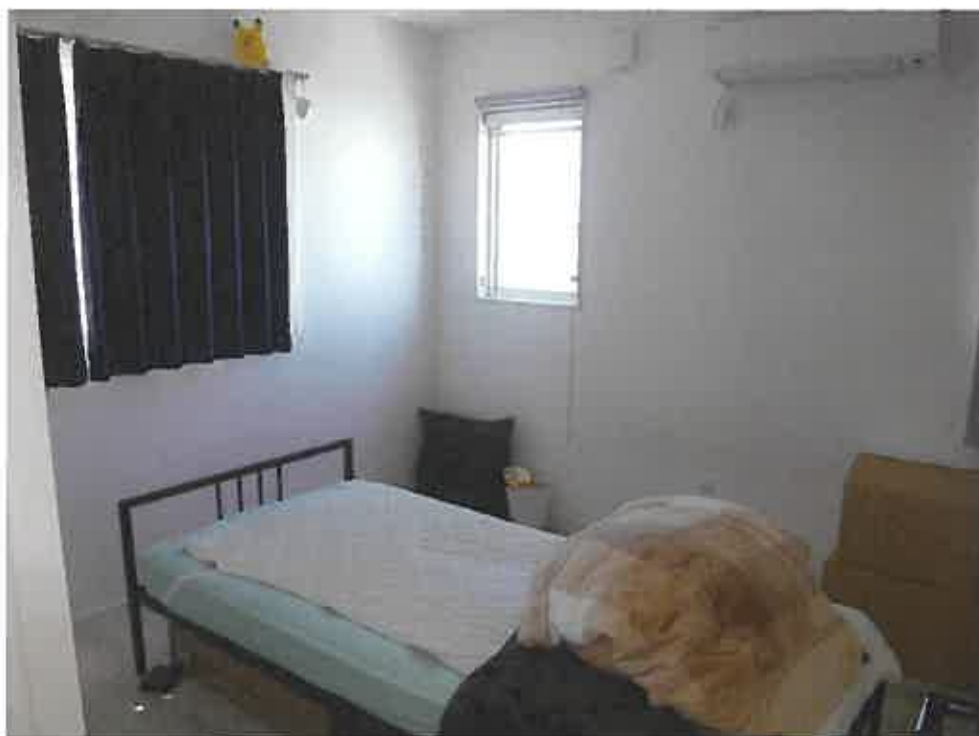


写真8



令和7年（ケ）第 40 号
令和7年 9月 3日 現地調査
令和7年 9月 8日 評 価

盛岡地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
横 田 浩

第1 評価額

一括価格	
金16,650,000円	
内訳価格	
物件1	金2,240,000円
物件2	金30,000円
物件3	金14,380,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件3の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。
- 4 物件2の価格は共有持分8分の1の価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在	奥州市水沢花園町二丁目	同左
	地 番	7 0 番 8 8	
	地 目	宅地	
	地 積	2 0 8 . 2 3 m ²	
2	所 在	奥州市水沢花園町二丁目	同左
	地 番	7 0 番 9 4	
	地 目	公衆用道路	
	地 積	2 9 8 m ²	
3	所 在	奥州市水沢花園町二丁目 7 0 番地 8 8	同左
	家屋番号	7 0 番 8 8	
	種 類	居宅	
	構 造	木造、合金メッキ鋼板ぶき、2階建	
	床 面 積	1階 5 8 . 4 0 m ²	
		2階 5 2 . 5 0 m ²	
番号	特 記 事 項		
	ない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位 置 ・ 交 通	受命物件はJR東北本線「水沢」駅の東方約1.0km（道路距離）付近に位置している。 バス便としてはZバス「花園集会所前」停留所の北東方約180m（徒歩約2分）の距離である。	
付 近 の 状 況	一般住宅が建ち並ぶ新興の住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域
	指定建蔽率	60%
	指定容積率	200%
	防 火 規 制	指定なし
	埋 蔵 文 化 財	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない
	その他の規制	ない
画 地 条 件	地 積	各物件の現況地積は登記地積と概ね一致
	間 口	約11.2m（物件1）
	奥 行	約18.6m（物件1）
	形 状	長方形地（物件1）
	その他	物件2は幅員約6mの行止り舗装私道敷である
接 面 道 路	物件1の東側で幅員約6mの舗装私道（物件2）に等高に接面している。なお当該私道は建築基準法第42条第1項第5号道路である（下記特記事項参照）。 物件2は北側で幅員約6mの舗装市道「花園杉ノ堂線」に等高に接面している。	
土地の利用状況 隣地の状況等	物件1の土地は物件3の建物の敷地として建物所有者が使用し占有している。 物件2は当該土地に接面する各宅地の共同私道敷として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	ガス配管	なし
	下 水 道	あり
	（注）「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれていることをいう。「なし」とは、対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。	
土 壌 汚 染	土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は、指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。	

特 記 事 項	物件2は位置指定道路であり、その概要は下記の通りである。 指定番号：建指第13－水－2010号 指 定 日：令和2年11月17日 幅 員：6.00m 延 長：49.050m
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日	令和3年12月22日新築
	経済的総耐用年数	30.0年
	経 過 年 数	3.5年
	経済的残存耐用年数	26.5年
仕 様	構 造	木造
	基 礎	ベタ基礎
	屋 根	長尺カラー鉄板
	外 壁	サイディング
	内 壁	クロス等
	天 井	クロス等
	床	フローリング等
	設 備	電気・給排水・換気設備等一式
	その他	特にない
	（注）建物に付属する各種設備については、動作確認まではできないため使用可能か否かについては不明である。	
床面積（現況）	現況床面積は登記床面積と概ね一致	
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間 取 り	別添建物間取図参照
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況 （占有状況）	本件所有者が家族と共に居宅として使用し占有している。	
特 記 事 項	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。 なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件1、2（土地）

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	共 有 持 分 エ	建付減価 補 正 率 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ ×エ×オ
1	27,300	101%	208.23	—	100%	5,740,000
2	27,300	5%	298. —	1/8	—	50,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 奥州－1

公示地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $27,700\text{円/㎡} \times 100.5/100 \times 100/100 \times 100/102 \approx 27,300\text{円/㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：特にない

◇地 域 格 差：街路条件＋4％、交通接近条件＋8％、環境条件△10％の
計＋2％と査定

イ 個 別 格 差：物件1は方位＋1％、物件2は私道敷△95％と判断

ウ 地 積：各公簿数量を採用した。

エ 共 有 持 分：物件2は共有持分8分の1を採用

オ 建付減価補正率：物件1について建物と敷地との適応の状態等を考慮の上、建付減価補正率は特にないものと判断

(2) 物件3（建物）

当該建物の再調達原価を現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を下記の通り判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
3	220,000	110.90	90.0%	21,960,000

ウ 現価率

経過年数3.5年、経済的残存耐用年数26.5年、残価率10％とした定額法（現価率90.0％）と観察減価法（観察減価は特にないものと判断）を併用して下記のとおり査定した。

◇ 現価率＝90.0％×（100－0）％＝90.0％

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1については建物の敷地利用権価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 敷地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) (1(1)) ア	敷地利用権等割合 イ		敷地利用権価格 (円) ア×イ
1	5,740,000	35%	法定地上権	2,010,000

イ 敷地利用権等割合：敷地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定

(2) 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1(1), 1(2)) ア	敷地利用権価格の 控除及び加算 (円) (2(1)) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	5,740,000	－ 2,010,000		100%	60%	2,240,000
2	50,000	－		100%	60%	30,000
3	21,960,000	＋ 2,010,000	－	100%	60%	14,380,000
一括価格 (合計)						16,650,000

ウ 占有減価修正：必要ない

エ 市場性修正：特にない

オ 競売市場修正：不動産競売市場の特殊性を考慮して△40%と査定

第6 参考価格資料

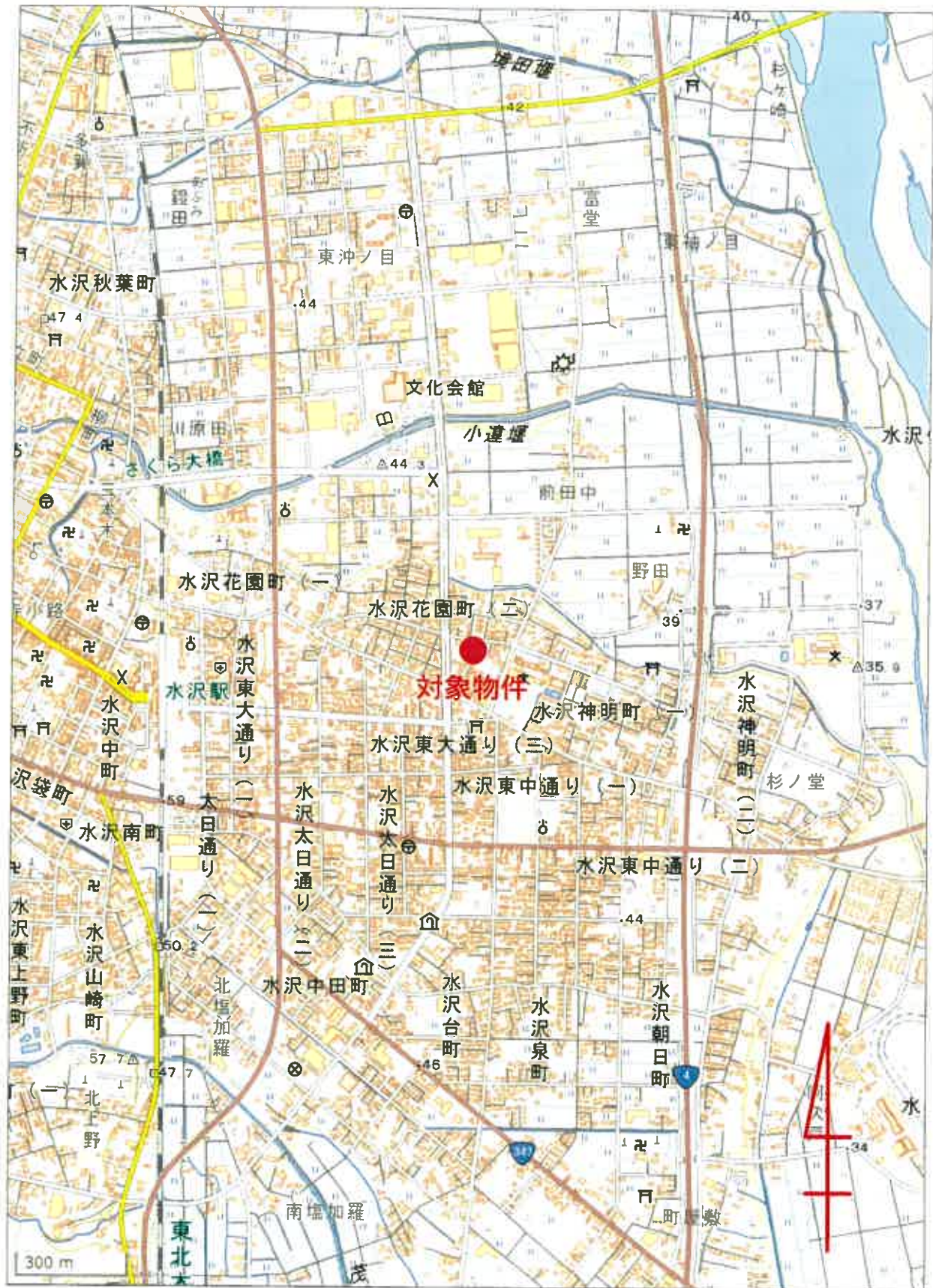
地価公示標準地価格・奥州－1

所 在	奥州市水沢東大通り3丁目254番1 「水沢東大通り3－2－3」
価 格	27,700円/㎡
位 置	水沢駅 690m
価 格 時 点	令和7年1月1日
地 積	236㎡
供給処理施設	水道、下水
接 面 街 路	西6m市道
用 途 指 定 等	1住居（60％、200％）
地 域 の 概 要	一般住宅が多い区画が雑然とした既成住宅地域

第7 附属資料の表示

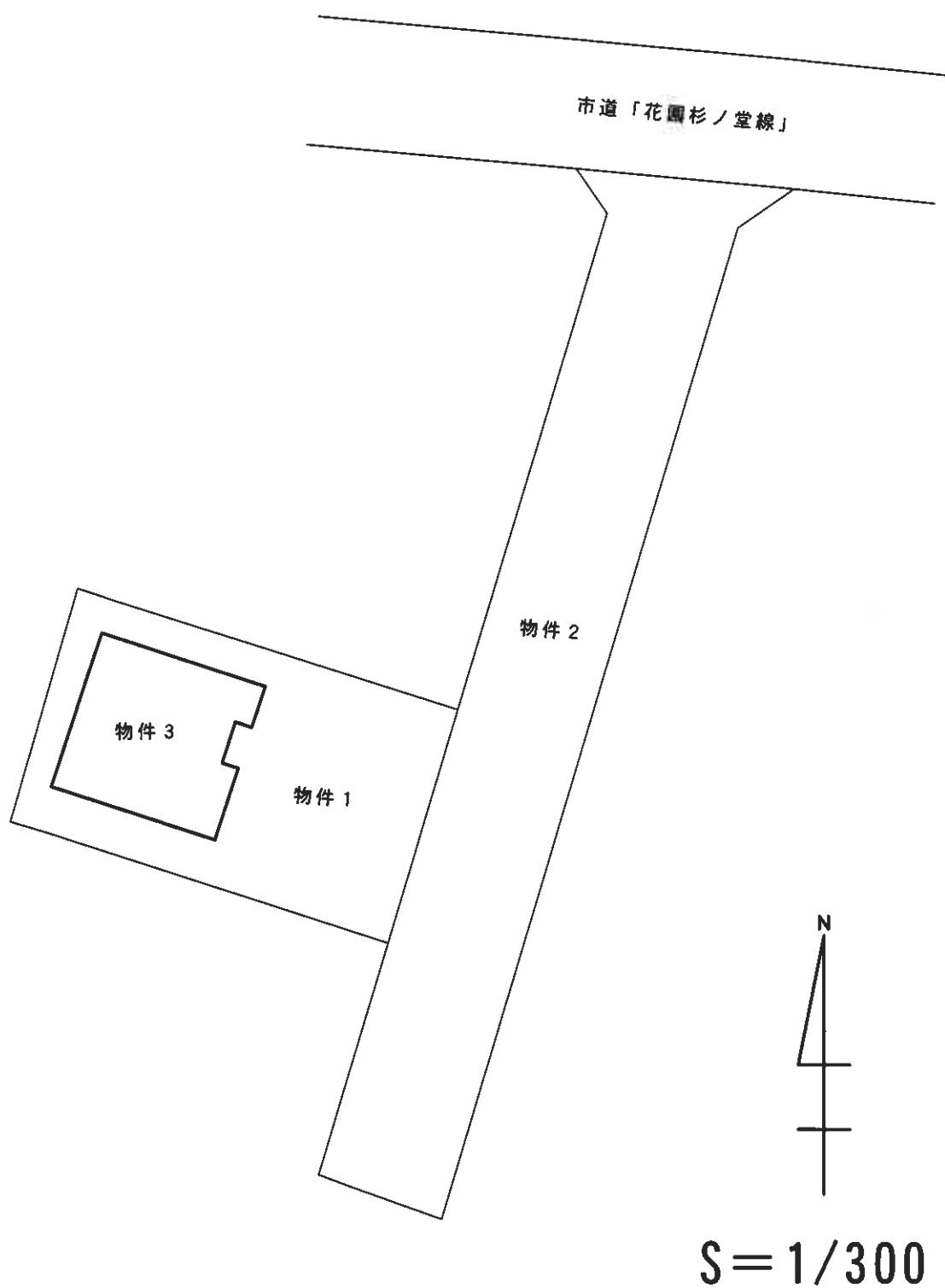
- 1 位置図1、2
- 2 土地建物位置関係図
- 3 公図
- 4 建物図面・各階平面図
- 5 建物間取図

以 上

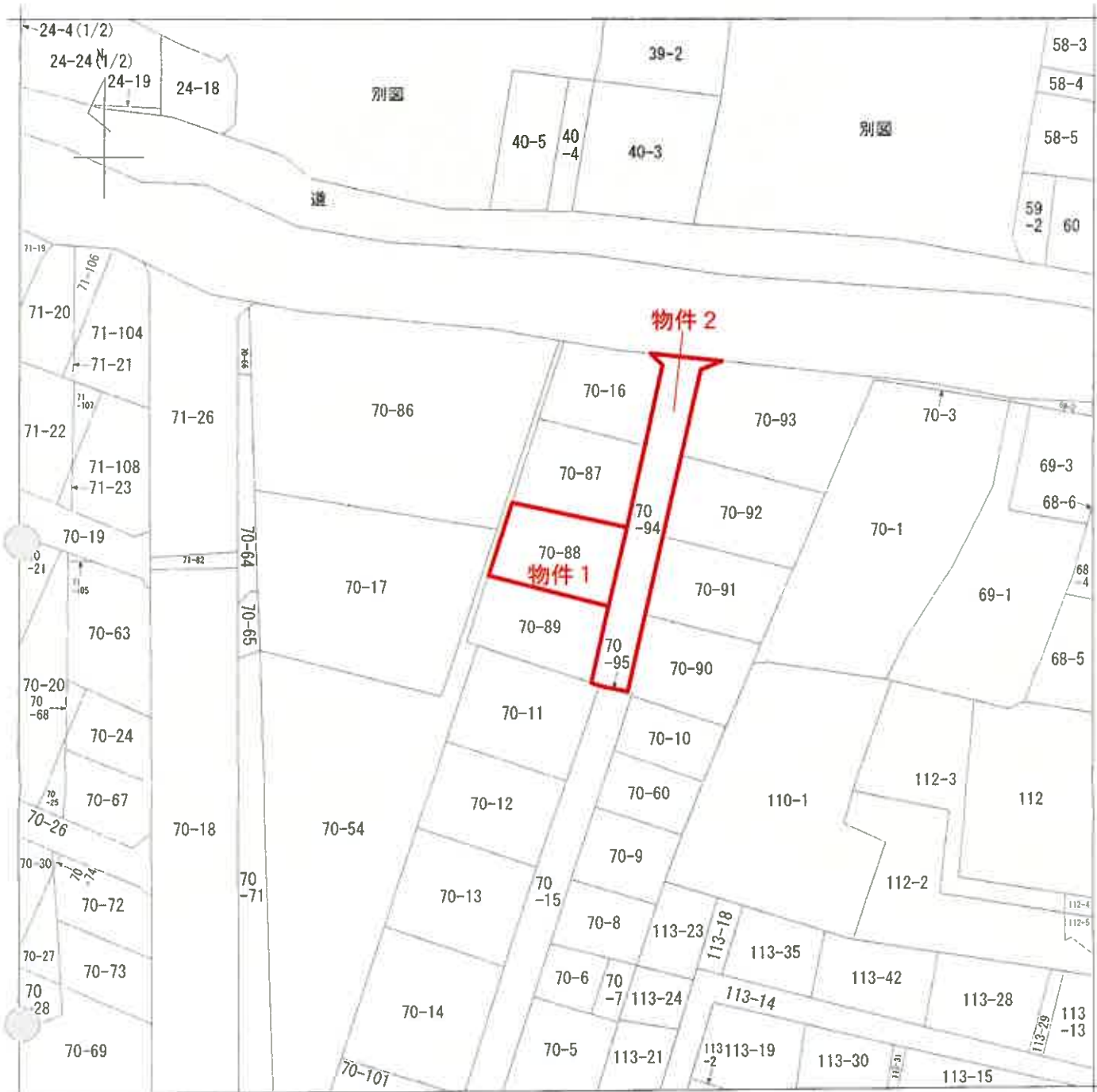




土地建物位置関係図



※ 土地の形状及び建物の位置等は概略を記したものであり正確なものではない。



【注】地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 水沢花園町
2丁目

請求部分	所在地	奥州市水沢花園町二丁目				地番	70番88				
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日					備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方法務局水沢支局管轄)

令和7年7月15日
広島法務局

地図整理番号：M05176

登記官

縮小版

登記年月日：令和4年1月12日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(盛岡地方支庁水産支庁管轄)

令和7年7月15日

広島法務局

登記官



地図整理番号：M05175

各階平面図

家屋番号 70番88

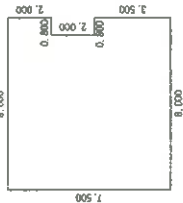
建物の所在 奥州市水沢花園町二丁目70番地88

建物図面

物件3

求積表

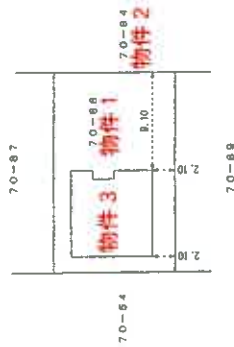
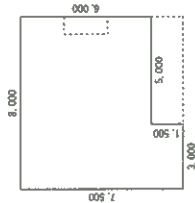
7 200 x 7 500 =	54 000000
0 800 x 2 000 =	1 600000
0 800 x 3 500 =	2 800000
計	58 400000
床面積	58 40㎡



2階

求積表

8 000 x 6 000 =	48 000000
3 000 x 1 500 =	4 500000
計	52 500000
床面積	52 50㎡



作成者

縮尺 1/250

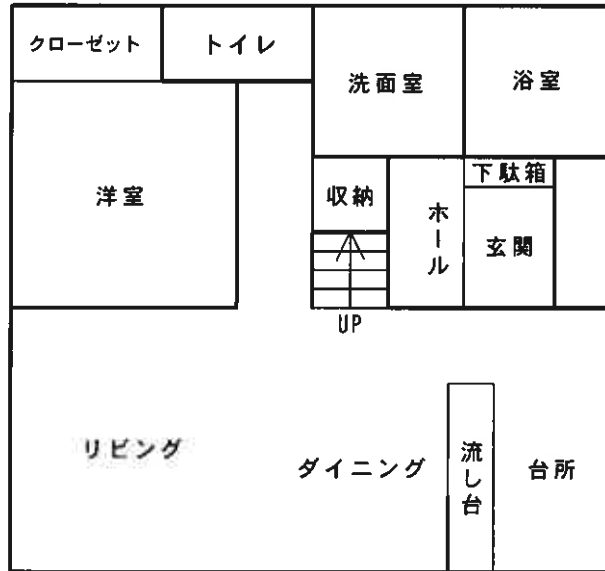
申請人

縮尺 1/500

縮小版

建 物 間 取 図

1 階



2 階

